

## 議 事 録

平成 28 年度 四万十町農業委員会第 11 回窪川農地部会

日 時：平成 29 年 2 月 24 日 午後 1 時 30 分～

場 所：本庁（西庁舎）2 階西会議室 2 B

- |       |          |                                     |
|-------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 指定第 21 号 | 会期の決定について                           |
| 日程第 2 | 指定第 22 号 | 議事録署名委員の指名                          |
| 日程第 3 | 報告第 17 号 | 非農地証明事務処理報告                         |
| 日程第 4 | 議案第 41 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について         |
| 日程第 5 | 議案第 42 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 日程第 6 | 議案第 43 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 日程第 7 | 議案第 44 号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について                |
| 日程第 8 | 議案第 45 号 | 農用地利用配分計画案に対する意見決定について              |
| 日程第 9 |          | その他                                 |

### 〔出席委員〕

01. (欠 員)	02. 山本 奨一	03. 下元 誠一郎	04. 甫喜本 治誠
05. 松田 武章	06. (欠席)	07. (欠席)	08. 市川 正司
09. 山本 道雄	10. 林一 将	11. 下元 一明	12. 河上 茂秋
13. 廣井 栄治	14. 西井 健夫	15. 岡林 景補	16. (欠席)
17. 池本 宗生	18. 西本 茂子	19. 太田 祥一	

### 〔欠席委員〕

06. 小野 重明、07. 坂本 功、16. 宮崎 恵美子

### 〔事務局出席者〕

西谷 久美 林 和利 上川 優

議長

寒さも少し和らぎ一雨ごとに暖くなり春の兆しが見える季節となってきました。この時期は「三寒四温」という言葉がよく使われますが、これから先寒い日と暖かい日を繰り返しながら一步步春に向かって行くことだと思えます。また、世の中は1月に就任しましたアメリカのトランプ新大統領の話題が尽きません。大統領の特権でもある「大統領令」を次々と発令したり歯に衣着せぬ発言に対してもいろいろと物議をかもしております。大統領のこのような様々な動向にアメリカ国民や世界各国から賛否両論の声がありますが、今後アメリカがどのような方向に向かって行くのかまた、世界各国の人々が自分の国にどのような影響を及ぼすのかが懸念される状況となっております。

また、先日の北朝鮮の故金正日氏の長男である金正男氏が殺害されたと報道されました。この事で世界中が大きな衝撃を受けました。この事件の真相については各メディアの中でも色々な情報と憶測が飛びかっています。我々の隣国でもあります北朝鮮の政情不安で今後の日本に大きな影響が及ぶことのないよう願うところです。また、我々農業者の日常においては稲の作付けの準備として水路の溝さらえなどの田役などがあちらこちらで行われる時期ともなっています。これから春に向けて農作業の面でも慌ただしい季節となっております。昨年の秋の刈り取りのような悪天候に悩まされる事のないような一年になればと考えます。これからますます忙しい時期になってまいりますので、体には気を付けて頑張ってくださいと思います。

それではただ今から、平成28年度四万十町農業委員会第11回窪川農地部会を開会いたします。

農地部会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項、並びに同委員会部会会議規則第4条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくお願いします。

本日の会議に、6番 小野委員、7番 坂本委員、16番 宮崎委員から欠席の届けが出ております。5番松田委員が遅刻するとの連絡が入っています。それでは、事務局から諸報告がありましたらお願いします。

事務局

議案書の訂正をお願いします。議案書の6ページ議案第43号番号2番の案件ですが、23日付けで取下げ願いがありましたので、本日の議案審議は行いません。以上です。

議長 次に、部会の会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定を準用することになっております。本日の出席委員は14名です。過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは日程第1、指定第21号 会期の決定についてですが、平成28年度四万十町農業委員会第11回窪川農地部会の会期は、平成29年2月24日の本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、平成28年度四万十町農業委員会第11回窪川農地部会は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第22号 議事録署名委員の指名についてですが、四万十町農業委員会部会会議規則第3条第2項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において、議事録署名委員を指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に

18番 西本 茂子 委員、3番 下元 誠一郎 委員

を指名いたします。よろしく申し上げます。尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。

(5番松田委員 入室 着席)

続いて、日程第3、報告第17号、非農地証明事務処理報告についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第17号、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。

1番、平串字持田320番3、畑、137㎡の農地が、20年以上前から資材置場となっているとの申請につきまして、担当委員、職員で現地確認をしております。添付資料非農地1の写真のとおりであり、平成29年2月1日非農地証明書を発行しております。

2番、川ノ内字クボヤシキ146番2、田、83㎡の農地が、20年以上前から駐車場となっているとの申請につきまして、担当委員、職員で現地確認をしております。添付資料非農地2の写真のとおりであり、平成29年2月7日非農地証明書を発行しております。以上です。

議長 報告第 17 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第 17 号は終わります。

続いて、

日程第 4、議案第 41 号

農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 41 号

農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてをご説明いたします。ページは 4 ページです。今月の案件は、2 件になります。

譲受人・譲渡人の氏名・住所等については、お手元の議案書のとおりです。

まず、番号 1 について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の 5 ページをご覧ください。土地の所在地、窪川字平上 1 1 4 5 - 6、地目、畑、面積 58 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由・譲渡理由は、譲受人からの要望とのことです。譲受人の耕作面積は、3,039.57 m<sup>2</sup>ですので、下限面積は達成しています。

譲受人の自宅に隣接しており、既に果樹が植付をされており、今後も管理していく計画です。

つづいて、番号 2 について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の 6 ページをご覧ください。土地の所在地、与津地字産伝 6 4 5 - 1、地目、田、面積 2,849 m<sup>2</sup>です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 3,308 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由・譲渡理由は、譲渡人からの要望とのことです。譲受人の耕作面積は、15,253 m<sup>2</sup>です。下限面積は達成しています。取得農地では、水稻と野菜を耕作する計画です。

以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 議案第 41 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

18 番 土地の現況は畑であることを確認しました。譲受人は効率的に利用していましたので、年間 150 日以上 of 農作業に、いつも会うたびに草取りなどをしております。取得後の農地ですが梅を植えていますので、そ

- の梅を引き続き育てると思います。この畑は譲受人の自宅のすぐ裏の畑ですので、ずっと前から売ってほしいと言っていたようで、今回譲渡人が譲るようにしました。別に問題ないと思います。
- 議長 2番は私の案件です。現況は田であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用するとのことです。譲受人は年間150日以上農作業に従事することを確認しています。農地の下限面積は30a以上であることを確認しています。取得する農地の周辺に営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は遠距離のため、今回甥にあたる譲受人に贈与するとのことです。譲受人は現在両親と一緒にニラも栽培しておりますので、特に問題ないと思います。以上です。
- 議長 議案第41号について質疑を許します。質疑はありませんか。
- 8番 番号2番の所ですが、一部畑にもなっていますが、現況は田んぼになっているのでしょうか。
- 議長 見に行ったところ、2せまちに分かれてまして、上のせまちが畑状態になっていました。下は田の状況でして上のせまちは畑の状態を使うのではないかと確認しています。
- 他に質疑はありませんか。
- 委員 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議はありませんか。
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
- 議長 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 挙手全員であります。
- よって、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり可決されました。
- 続いて、
- 日程第5、議案第42号
- 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第42号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてをご説明します。
- 議長 議案書5ページの1番を説明します。添付資料は7～9ページをご覧ください

ださい。申請地は、1筆、南川口字杭野ノ 214 番 6、地目、畑、面積 33 m<sup>2</sup>土地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地の移設です。転用理由は、先祖の墓地が山中にあり管理が大変不便であるため、管理のしやすい申請地に既存の墓石を移設し、納骨堂を新設する計画です。農地区分は、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないため、その他の農地第2種農地と判断しました。転用計画につきましては、土地利用計画図に図示している形で設置を計画しています。周囲の状況は、東側、西側、南側、北側の農地はすべて自己所有地となっています。土地の造成計画については、切土、盛土はほとんどなく整地する計画です。進入路については、南側の自己所有地から進入を計画しています。それに伴う工事はありません。排水計画については、雨水は農地内へ自然浸透とする計画です。資金計画については、書面にて確認をしています。関係法令の墓地埋葬法については、同時進行中であることを確認しています。以上です。

続きまして2番を説明します。申請地は、1筆、床鍋字鍋金 798 番、地目、畑、面積 288 m<sup>2</sup>のうち 32.99 m<sup>2</sup>土地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地の移設です。転用理由は、先祖の墓地が山中にあり管理が大変不便であるため、管理のしやすい申請地に既存の墓石を移設し、納骨堂を新設する。農地区分は、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第2種農地と判断しました。転用計画につきましては、土地利用計画図に図示している形で、設置を計画しています。周囲の状況は、東側、西側、南側、北側の農地はすべて自己所有地となっています。土地の造成計画については、切土、盛土はほとんどなく、整地する計画です。進入路については、南側の自己所有地から進入を計画しています。それに伴う工事はありません。排水計画については、雨水は農地内へ自然浸透とする計画です。資金計画については、書面にて確認をしています。関係法令の墓地埋葬法については、同時進行中であることを確認しています。以上です。

議長 議案第 42 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

事務局 小野委員から確認してきたことを報告させていただきます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ではありますが、許可あり次第着手することを確認しています。計画面積の妥当性ですが必要最小限の面積で特に問題ないと考えます。周辺農地に係る営農条件の支障の有無ですが、周辺農地は本人所有地ばかりであるため、他人への支障はないと思

- 15 番 います。以上の結果特に問題はないと判断しました。以上です。
- 議案第 42 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
- 委員 (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
- 議長 議案第 42 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。
- 議長 よって、議案第 42 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。
- 事務局 続いて日程第 6、議案第 43 号
- 事務局 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。
- 事務局 事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 43 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてをご説明します。
- 事務局 議案書 6 ページの 1 番の案件です。添付資料は 13～15 ページです。申請地は、南川口字杭野ノ 214 番 7、地目、畑、面積 33 m<sup>2</sup>土地です。権利事由は、所有権移転です。譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。
- 事務局 転用目的は、墓地です。転用理由は、納骨堂の新設です。農地区分は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断しました。転用計画につきましては、土地利用計画図に図示している形で納骨堂を計画しています。周囲の状況は、東側、西側、南側、北側は譲渡人の農地となっています。
- 事務局 土地の造成計画については、切土、盛土はほとんどなく、整地する計画です。進入路については、南側から、譲渡人の農地を通り、進入を計画しています。譲渡人からの通行同意もあります。排水計画については、

雨水は自然浸透とする計画です。資金計画については、書面にて確認をしています。関係法令の墓地埋葬法については、同時進行中であることを確認しています。以上です。

議長 議案第 43 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

事務局 小野委員から預かっています。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、許可あり次第着手することを確認しています。計画面積の妥当性ですが、必要最小限の面積でありますので、特に問題ないと考えています。周辺農地に係る営農条件の支障の有無ですが、先ほどの 4 条もあります。地主さんの隣へ並べての建立ということで、同意もあるため周りへの影響もあまり問題ないとのこと。以上のため特に問題ないと判断したということです。

議長 議案第 43 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

3 番 図では分りづらいのですが、214-1 を分筆したのですか。元々 214-6、214-7 があつたのですか。

事務局 元々は 214-1 という筆が 1 筆ありまして、その中に墓地として利用する 33 m<sup>2</sup>を分筆したところです。場所については畑の縁側のほうに所有者と 5 条申請で譲受ける方が並びながら新たに納骨堂を建てる形となっています。

3 番 もっと道ぶちに寄せたほうがいいと思うのだが。

事務局 地図上ではこうなってます。現地は山側に引っ付いた形となっています。

議長 他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、議案第 43 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 7、議案第 44 号



四万十町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。議案第 44 号 番号 10 番～12 番は議席番号 11 番 下元 一明委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、先に 1 番～9 番の審議、採決を行い、その後 11 番 下元 一明委員に退席をしていただき番号 10 番～12 番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 44 号、四万十町農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成 29 年 3 月 1 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1 から 9 番を説明します。

番号 1、土地の所在地、床鍋字大島 5 9 1 - 2、地目、畑、面積 208 m<sup>2</sup>です。以下 6 筆あり、合計 7 筆で、面積が 8,366 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。期間は平成 29 年 3 月 1 日から平成 39 年 2 月 28 日までの 10 年間です。作物は野菜、ショウガを耕作する計画です。権利は、使用貸借権での設定です。

番号 2、土地の所在地、弘見字榎才能 6 8 6、地目、田、面積 3,760 m<sup>2</sup>です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 7,405 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。期間は平成 29 年 3 月 1 日から平成 34 年 2 月 28 日までの 5 年間です。作物はカボチャを耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。受け手は、農地所有適格法人ではない一般の法人の為、解除条件付きでの貸借となります。

番号 3、土地の所在地、八千数字上ヤシキ 8 0 0、地目、田、面積 479 m<sup>2</sup>です。以下 2 筆あり、合計 3 筆で、面積が 1,159 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。期間は平成 29 年 3 月 1 日から平成 39 年 2 月 28 日までの 10 年間です。作物はショウガを耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

番号 4、土地の所在地、窪川中津川字上栗ノ木 6 3 4 - 1、地目、田、面積 2,482 m<sup>2</sup>です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 4,060 m<sup>2</sup>です。設定は更新です。期間は平成 29 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までの 1 年間です。作物は水稻を耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

番号 5、土地の所在地、口神ノ川字大田 1 6 4 4、地目、田、面積 2,027 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。期間は平成 29 年 3 月 1 日から平成 34 年 2 月 28 日までの 5 年間です。作物はケールを耕作する計画です。権利は賃

貸借権での設定です。

番号 6、土地の所在地、中神ノ川字平野 4 9 5 - 1、地目、田、面積 818 m<sup>2</sup>です。以下 2 筆あり、合計 3 筆で、面積 1,351 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。期間は平成 29 年 3 月 1 日から平成 34 年 2 月 28 日までの 5 年間です。作物はショウガを耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

番号 7、土地の所在地、東川角字東高岡甲 1 1 4 5、地目、田、面積 4,677 m<sup>2</sup>です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 6,559 m<sup>2</sup>です。設定は更新です。期間は平成 29 年 3 月 1 日から平成 32 年 2 月 29 日までの 3 年間です。作物は水稲を耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

番号 8、土地の所在地、東川角字道尻甲 9 4 7、地目、田、面積 1,391 m<sup>2</sup>です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積 3,367 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。期間は平成 29 年 3 月 1 日から平成 34 年 2 月 28 日までの 5 年間です。作物は水稲を耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

番号 9、土地の所在地、奈路字扎建 1 1 8 7、地目、田、面積 1,166 m<sup>2</sup>です。以下 7 筆あり、合計 8 筆で、面積が 12,989 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。期間は平成 29 年 3 月 1 日から平成 39 年 2 月 28 日までの 10 年間です。9 番についての受け手は、農地中間管理機構になります。権利は使用貸借権での設定です。以上です。

議長 議案第 44 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか

15 番 番号 1 番ですが、この利用権設定を受ける者は親子関係でありまして、親が高齢となり譲りたい、任せたいということのようです。別に問題ないと思います。

9 番 2 番ですが、解除条件付きということで聞きに行きまして、集落のこと、この企業組合ができないときは実家である貸手さんの方が親なので責任もってやりますということでしたので、問題ないと思います。以上です。

議長 3 番は私の案件でして、設定する方は高齢でありまして、農業はできないということで、設定を受ける者は地域の若手後継者として幅広く行っている方で、この土地にはショウガを植えるということですので、問題ないと思います。

8 番 番号 4 番ですが、更新なもので問題ないと思います。

13 番 5 番、6 番の件につきまして、設定を受ける者に話を聞いてまいりました。この本人は非常に農業に興味がありまして、担い手センターで 5 か月間の研修を受けた後に有機野菜を栽培している農家等でも指導を受けに行くなど非常に研究熱心でして、昨年より有機野菜を出荷している状況で

- す。この農地の所有者は高齢でありまして、近くの方が管理していましたが管理者も高齢となりまして、また新たな耕作者を探していた所、この方が農地を探していると話を聞きまして、今回の設定になったところです。生産している農産物等の販売先も確保していて、もう少し農地を増やしたい希望もあるようでして、問題ないと思います。
- 11 番 番号7番、8番について、説明させていただきます。番号7は更新、番号8は新規とされていますが、番号8につきましては昨年末に更新するのを忘れていたということで、7も8も更新であるとAさんがおっしゃってました。なお、先日両農地を見に行ってきましたが、両農地とも適正に管理され耕作されていました。以上番号7、8について報告とします。
- 9 番 番号9番ですが、利用権設定する方が、昨年体調を崩されたということで、せまちが多いですけど、3件の農家で分けて作ってくれるということで、問題ないと思います。
- 議長 議案第44号、番号1番～9番について質疑を許します。質疑はありませんか。  
質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。
- 委員 (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
- 議案第44号 四万十町農用地利用集積計画の決定について番号1番～9番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員であります。
- よって、議案第44号 四万十町農用地利用集積計画の決定について番号1番～9番は、原案のとおり可決されました。
- 続いて、  
番号10番～12番の審議を行いますので、11番 下元 一明委員は退席をお願いします。
- ( 11番 退席 )  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 農用地利用集積計画について番号10番～12番を説明します。  
番号10、土地の所在地、東川角字五反切乙1169、地目、田、面積1,612㎡です。設定は更新です。期間は平成29年3月1日から平成29年12月31日までの10ヵ月です。作物は露地ニラを耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。  
番号11、土地の所在地、東川角字岩ノ本乙291-2、地目、田、面積

485 m<sup>2</sup>です。設定は更新です。期間は平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの 10 ヶ月です。作物は露地ニラを耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

番号 12、土地の所在地、東川角字横田甲 1 1 8 5、地目、田、面積 2,172 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。期間は平成 29 年 3 月 1 日から平成 39 年 2 月 28 日までの 10 年間です。作物は水稻を耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。以上です。

議長 議案第 44 号 番号 10 番から 12 番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか

14 番 10 番、11 番は設定する者と設定を受ける者、これは更新ですので、特に問題はないと思います。12 番の案件につきましては、設定する者はよそに居て耕作できないということで、設定を受ける者に依頼をした所、受けてもらいましたので、特に問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 44 号、番号 10 番～12 番についてについて質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 44 号四万十町農用地利用集積計画の決定について番号 10 番～12 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第 44 号 四万十町農用地利用集積計画の決定について番号 10 番～12 番は、原案のとおり可決されました。

11 番 下元 一明委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

(11 番 下元 一明 委員 着席)

下元 一明 委員、番号 10 番～12 番は、原案のとおり可決されました。続いて、

日程第 8、議案第 45 号

農用地利用配分計画案に対する意見決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 45 号、農用地利用配分計画案に対する意見決定について説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条 3 項の

規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。

ページは12ページから14ページです。案件は、8件になります。権利設定を受ける者の氏名・住所及び賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料は47ページから55ページをご覧ください。番号1から3までは、新規になります。また番号4から8までは、再配分になります。貸付者は、全て農地中間管理機構になります。借受者は法人2社 個人4名です。なお、番号6、7は同じ法人ですが、農地所有適格法人になります。

設定する農地は、まとめて説明させていただきますが、田16筆、面積24,845㎡です。権利の種類は全て使用貸借権での設定です。設定期間は番号1から3番までは県許可日から平成39年2月28日までです。番号4、5、7番は県許可日から平成37年11月30日までです。番号6番は県許可日から平成37年8月2日までです。番号8番は県許可日から平成37年11月1日までです。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第45号、農用地利用配分計画案に対する意見決定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第45号、農用地利用配分計画案に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9

その他の件についてを議題とします。

その他の件で委員の皆さん何かありませんか。

事務局ありませんか。

なければその他の件については終了いたします。これで、本窪川農地部に付議されました案件は、すべて終了いたしましたので、平成28年度四万十町農業委員会第11回窪川農地部会を閉会いたします。ありがとうございました。

起立、礼。

| 閉 会 午後 2 時 50 分